

【協議事項】

No.13 本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化について	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

現在の本会議における質疑・質問時間は、会派間の公平性に着目して決められたものと認識しているが、議会基本条例においては、議会の運営について、「議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する」とされている。

よって、次のとおり、本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化を図るもの。

- (1) 議員 1 人当たりの質疑・質問の年間持ち時間を 90 分とし、会派に所属議員数分の時間を年間持ち時間として付与する。
- (2) 各定例会における質疑・質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言者数に上限を定める。
- (3) 議員 1 人の 1 回の質疑・質問時間は 30 分を基本とする。ただし、会派の持ち時間の範囲内で、これを 60 分とすることができる。

※代表質疑は従来どおりとする。

【関係規定】

先例 116 質疑者数は、代表質疑を除き、次の区分による。ただし、端数の 0.5 人については、一般質問の 0.5 人と合わせ、質疑又は一般質問のいずれかにおいて 1 人発言することができる。なお、一般質疑においては「2.5 人以内」を「3 人以内」、「3.5 人以内」を「4 人以内」、「4.5 人以内」を「5 人以内」とそれぞれ読み替える。

所属議員 4 人以下の会派は	1 人以内
所属議員 5 人以上 7 人以下の会派は	2 人以内
所属議員 8 人以上 10 人以下の会派は	2.5 人以内
所属議員 11 人以上 13 人以下の会派は	3 人以内
所属議員 14 人以上 16 人以下の会派は	3.5 人以内
所属議員 17 人以上 19 人以下の会派は	4 人以内
所属議員 20 人以上の会派は	4.5 人以内

先例 117 質疑（代表質疑を除く。）の発言時間は、答弁を含め 1 人 60 分以内とする。ただし、所属議員 2 人及び 3 人の会派は 1 人 30 分以内、所属議員 1 人の会派（無所属を含む。）は 1 人 15 分以内とする。なお、所属議員 1 人の会派にあっては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて 30 分以内とすることができる。その場合においては、次定例会において質疑及び一般質問をすることはできない。

先例 117-2 所属議員 1 人の会派（無所属を含む。）は、一の定例会において、質疑（一般質疑を除く。）又は一般質問のいずれかを行うことができる。

先例 118 所属議員 4 人以上の会派は、1 人 60 分以内の発言時間を 2 人に分割することができる。この場合において、発言時間は答弁を含め 1 人 30 分以内とし、2 人の発言は連続して行うものとする。

先例 124 一般質問における発言者数、発言時間及び発言順序決定の方法は、質疑（代表質疑を除く。）の例による。

参 考

本会議における質疑（代表質疑を除く）・一般質問について

会派名	所属 議員数 (人)	現行制度							見直し案						
			質疑・質問者数				計	年間 持ち時間 (分)		年間 持ち時間 (分)	計	質疑・質問者数(30分枠)			
			2月	6月	9月	12月						2月	6月	9月	12月
自由民主党	21	質疑	5	4.5	4.5	4.5	32	1920	質疑	1890	63	15	15	18	15
		質問	—	4.5	4.5	4.5			質問						
公明党	13	質疑	3	3	3	3	21	1260	質疑	1170	39	9	9	12	9
		質問	—	3	3	3			質問						
ハートフル北九州	11	質疑	3	3	3	3	21	1260	質疑	990	33	8	8	9	8
		質問	—	3	3	3			質問						
日本共産党	10	質疑	3	2.5	2.5	2.5	18	1080	質疑	900	30	7	7	9	7
		質問	—	2.5	2.5	2.5			質問						
ふくおかネット	1	質疑	1	1	1	1	4	60	質疑	90	3	(1)	(1)	(1)	(1)
		質問	—						質問						
希望と未来	1	質疑	1	1	1	1	4	60	質疑	90	3	(1)	(1)	(1)	(1)
		質問	—						質問						
計	57	計	16	28	28	28	100	5640	計	5130	171	41	41	50	41

※1人会派の発言は3定例会までとなる。(30分×3回)